

## 平成 27 年度第 3 回（平成 27 年 9 月 1 日）図書館運営協議会 会議録（要旨）

### 1 出席者

運営協議会委員（11 名）

雪嶋会長、三浦副会長

糸賀委員、中村委員、小松委員、成瀬委員、榎本委員、木村委員、齋藤委員、  
新妻委員、平井委員

図書館側委員（4 名）

藤牧中央図書館長、梶資料係長、喜多利用者サービス係長、佐藤こども図書館長

図書館事務局（3 名）

大瀧管理係長、萬谷企画調整主査、管理係中里

### 2 場所 中央図書館 4 階会議室

### 3 議事内容

これからの図書館サービスのあり方について

#### 【会長】

それでは、ただ今から平成 27 年度の第 3 回の新宿区立図書館運営協議会を開催いたします。この協議会は、公開になっております。傍聴されている方がおりますので、よろしくお願いいたします。本日の欠席は、新田委員のみですので、この協議会は成立しています。

まず、配布資料について、事務局から説明していただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

#### 【図書館事務局】

それでは、事前に郵送いたしました資料を確認させていただきます。開催通知、新宿区立図書館基本方針改定版（素案）、第四次新宿区子ども読書活動推進計画（素案）です。以上でございますが、お手元がない方いらっしゃいますでしょうか。それでは、よろしくお願いいたします。

#### 【会長】

ありがとうございます。それでは、本日の次第に従いまして進めます。最初に、協議事項として、これからの図書館サービスの在り方についてということで、（1）新宿区立図書館基本方針の改定素案についての議論をしていただきたいと思います。

本日でこの改定素案というものが確定して、次のパブリックコメントの段階に進めたいと思いますので、皆さまよろしくお願いいたします。皆さま、この素案については、既に読まれていると思いますので、まずは、章ごとにそれぞれ疑問、ご意見、それから問題点。

いろいろなものがもしありましたらご指摘いただいて、そこで修正をするなり、議論するなりということをしていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

まず、この素案について事務局から説明していただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

#### 【図書館事務局】

では、事務局から説明させていただきます。まず送付しました、新宿区立図書館基本方針改定素案についてですが、前回のご意見を受けて修正いたしました。また、若干新たに加えた箇所がありますので、それらを合わせて説明します。

まず、「はじめに」を書きました。ここで目次構成の補足と、それから、検討経過、新宿の特性を述べました。検討経過を入れるに当たって、区民意識調査を本文に入れることとしました。

次に目次で、本文に入れた場所ですけれども、2章の3の所で、区民意識調査のあらましというところで、区民意識調査のことを入れました。

続いて、1ページ目の策定主旨の文言の所をご覧ください。この1ページ目の策定主旨の文言の整理で、特に見ていただきたいのが、下から4行目で、改定基本方針は、平成28年度を初年度とし、おおむね10年間を展望していますというふうに加えました。社会情勢等に応じて見直すことを明記したのですが、前は、3年で見直しをするというお話をしていたのですが、10年後を展望していますというふうに書きました。これは、他の委員会等からの意見で、このように修正しました。

それから、この関係図ですけれども、図を縮小した関係で、区教育委員会の政策の策という字が抜けてしまったりしていますので、その辺、パブリックコメントのときには修正します。それから、サービス計画に年度を入れました。

2ページですが、内容に合わせて表題を変えました。3ページは、④の所に、前回のご意見を受けて、地域図書館の指定管理者のこと、開館時間の拡大について修正しました。開館時間の拡大については、後ろの37ページを参照してくださいということで、後ほど説明したいと思います。それから、⑤については、新中央図書館の計画がなくなっていないということを明記しました。

続いて4ページです。②の公立図書館の経年変化ですが、前回のご意見を受け調べ直したところ、4年連続で減少していることが分かり、そのことを書きました。③については、前回までは、通信機器利用状況を書いていましたが、通信機器利用状況と、この基本方針の関係性が明確でないということから削除し、④の日本の出版販売額推移を整理して、結局は、③に出版流通界の動きというのを書きました。また前回、電子書籍の市場規模、⑥で電子書籍導入図書館について書いていましたが、まとめまして④で、電子書籍導入図書館という表題にし、内容を調べ直して修正しました。⑤は、この9月で、中央図書館で導入する予定の国立国会図書館のデジタル化資料送信サービスについて、触れることとしま

した。

それから5ページに移りまして、統計比較の所で、図書館密度についてお尋ねがありましたので、分かるように注書きをしました。また、他部署からの指摘で、20年前のことを載せるのであれば、平成6年ではないかとかいうご指摘をいただいていたので、パブリックコメントのときには、平成6年のデータを掲載したいと思います。

それから、今回は、この後の所に改定基本方針のことを書いていましたが、現行方針と改定方針とが入り組んでいる構成でわかりにくいというご意見から現行基本方針の25年、26年度の図書館運営協議会での返答について、6ページから9ページに掲載しました。

6ページの所は、表題に合わせて内容は変更して、7ページは表形式にして、分かりやすいように書き直しました。

9ページの所に、25年度、26年度の運営協議会での検討の表を持ってきて、この〇、△、×の凡例ですが、今までは評価というふうに書いていましたが、ここを達成度合いという表現にしました。達成度合いは、「一部達成」と「未着手」、「対象外」というような凡例に書き直しました。

次に10ページからは、「新中央図書館等基本計画」についてと、それから23年、24年度の図書館運営協議会での検討について書いています。この「新中央図書館等基本計画」についても、表形式で書き直しました。

12ページですが、ここに、12ページから14ページに、区民意識調査のことを新たに加えました。区民意識調査の資料は、詳細は資料編に付けていますが、この区民意識調査の結果も合わせて、基本方針を改定したことが分かるように書きました。

15ページから章をあらためて、第3章で改定基本方針について書きました。4番の「子どもの成長を応援する図書館」ですが、前回までは、「子どもの健やかな成長応援」としていましたが、終わりの文言を「図書館」で全部そろえたほうがいいのではないのですかという意見がありまして、それで、「子どもの成長を応援する図書館」というように変えました。内容は変わっていません。

17ページですが、今回は11ページにあったものを移動して、文言を整理しました。

18、19ページについては、現行基本方針と改定基本方針を対比させて、今後の方向性の「充実」をあらため、「改善」というふうに変えました。

20ページ以降は、改定基本方針の取り組みを展開しました。まず、大きく変えた点は、取り組み内容を、箇条書きに変更しました。

21ページの項番3番ですが、今回は、「地域情報の充実」ということにしていましたが、前回のご意見を受けて、電子資料等の活用という項目名に変え、市場で流通している電子書籍と、区が作成している冊子等のデジタル化について、検討することとしました。

また、地域情報については、項番2の地域資料の所を整理して追加しました。項番6については、身近な課題についてと、区役所の担当課とのネットワークを強化し、支援することを明記しました。21ページの5番についてですが、本日机上配布しました修正案1を

ご覧ください。5 番で、他自治体等との連携の②ですが、これまでは「区民」としていましたが、これを「在住、在勤、在学者」に修正したいと思います。その理由については、前回のご意見で、「在住、在勤、在学者」にとって優遇したらどうかという内容からの修正です。ページが飛びますが、25 ページの項番 28 をご覧ください。ここが修正案 2 についてです。先ほどの内容と関連して、ここに④を追加したいと考えています。追加分がこの修正案 2 の④で、「在住、在勤、在学者がより利用しやすい仕組みを検討していきます」というふうに変えたいと思います。これは前回の喜多利用者サービス係長からの意見もありましたが、他の区では、自分の区に住んでいる人への優遇というのを大きく打ち出しています。それで、新宿区がこれをしないと、他の自治体が使えない人が、全部新宿区にやってくるというので、利用登録は、都内に住んでいる方ができるのですが、都内全域を新宿区でカバーするのちょっと違うのではないかなということ。それで、この基本方針で「区民」というときには、もっと広い意味で考えていますが、ここに限っては、「在住、在勤、在学者の利用のしやすい仕組み作り」という点を追加したいと思います。

では、資料のほうに戻りまして、22 ページの項番 9 も変えました。これは、現在行っているビジネス支援相談のことが漏れていましたので明記しました。また、「さまざまな人々、団体への非来館者サービス」については例を示して、その検討をするということに書き換えました。前回、未利用者とかその辺について、非来館型サービスがよく分からないというご意見いただきましたので、取りあえずはこういうことをしたいということこのページで書きました。これらの検討をしていきたいと考えています。

今度は、「区民が集う図書館」12 番ですが、ここに、もう一度未利用者へのアプローチとして、「魅力あるイベントの PR に努めます」ということを付け加えました。

それから 14 番の所でも、この未利用者について、「区民同士交流のきっかけ作りを工夫していきます」というふうに文言を追加しました。15 番の図書館サポーターについても表現がよくなかったので書き直しました。

続いて 23 ページの「子どもの成長を応援する図書館」です。こちらは、先ほど全体の構成で説明しましたが、「子どもの健やかな成長を応援」から、「子どもの成長を応援する図書館」に変えました。前回、16 番で、ヤングアダルトが含まれているのかという質問にお答えしまして、「対象は、乳幼児から中高生までです」と書き加えました。

17 番では、誤解を招くような記述がありましたので、文言を整理しました。

20 番は、学校等の前に、小中学校を入れたほうがいいのかというご意見があったのですが、項目は、子ども読書活動推進計画の文言と合わせていますので、取り組みの内容の所に、小中学校というのが分かるように明記しました。

それから 24 ページです。「IT の利活用の推進」ですが、こちらは 22 番の所で文言を整理しました。その次の「図書館環境の整備」についてですが、これは、前回の意見にありました、地域図書館の配置の課題とか老朽化、新中央図書館等の建設に伴って検討すると

いうように、文言を整理しました。

25 ページの項番 27 ですが、前回は指定管理者制度の活用ということで、指定管理者制度でないところに書いてある取り組みができないように読めるというようなご意見から、項目名自体を「運営体制の充実」と変更しまして、概要は、「効果的、効率的な運営体制による図書館サービスの充実」としました。内容については、①で、「中央図書館、子ども図書館は、直営で運営する」ということを書きまして、②は、「地域図書館は指定管理者制度を活用すること」、③については、「適正な運営を確保するための評価等」について書きました。

26 ページは、これはサービス計画のことなのですが、これは、例示的に示すこととしまして、そのように書きまして。サービス計画が具体的に作られるのは、28年の4月以降になってからで、それは、今予算編成しているのですが、予算の議決が下りるのが3月なので、その後でない具体的なサービス計画が書けません。4月になりましたら、そのサービス計画を書きまして、公表していくということを考えています。

それから、27 ページについてですけれども、実績の例示で、「自己評価と方向性と改定後の区分」が分かるようにすることとしました。改定後の区分を省略して書いている点について、他部署から指摘がありましたので、きちんと「伝える図書館」、「支える図書館」というふう書き直していこうと思っています。

29 ページで、相互貸借について前回、借りるだけしか確か書いてなかったと思うのですが、これを貸出冊数と借りた冊数と両方を記述しました。それから、37 ページの所で、退館時間の拡大の実績を記載しました。38 ページ以降は資料編で、区民意識調査の図書館部分を抜粋して掲載しました。

45 ページは、図書館運営協議会設置要綱を付けまして、46 ページは、図書館運営協議会の23年度、24年度期の委員、25、26年度期の委員で、今年度と来年度の委員の名簿を付けました。48 ページ以降は、「図書館法と図書館の設置および運営上の望ましい基準」、54 ページに、現行基本方針の全文を掲載しました。

以上が、今回訂正のため赤で書いた部分の説明です。合わせて、最後に今後のスケジュールですが、10月25日の『広報しんじゅく』とホームページに掲載して、パブリックコメントの意見募集をします。期間は、10月25日から11月25日の予定です。後から、きょうの議題であります「第四次子ども読書推進活動計画」と合わせて、パブリックコメントをする予定になっています。以上が説明です。

## 【会長】

ありがとうございます。それでは、先に申し上げたとおり、それぞれ章ごとにご意見等を発言していただきたいと思います。まず、「はじめに」というところからやっていきたいと思っています。ここについて何かご意見ありましたら、ぜひ発言いただきたいと思っています。細かい語句の問題でも結構であります。

#### 【委員】

後ろのほうを見ると、新中央図書館の建設が現在中止されているというのがいろんなところに出ていて、早稲田大学との合築も含めて検討されているというのも出ていますが。このはじめの所の一番最後のパラグラフの前、この基本方針に基づきの前に、例えば、十分な役割を果たすことが期待されています。

その次に、新中央図書館の建設については、現在大変残念ながら、そのめどが立ってはおられませんという程度入れておいたほうが、マイナスな情報なのだけれども、それは正直なところなので、この3年間の中ではとてもできないということを踏まえて、新中央図書館の建設については、大変残念ながら、その建設めどは立っておりませんと言を入れて、この基本方針に基づきっていう形にすると、中央図書館はこの3年間ではできない。それの中でこういうのをやっているのだなというのが全体として分かるので、そこに一言大変遺憾であるというようなことを入れて、現状の中でサービスというのは、どういう所で限界があるのだということを決めていたほうがいいのではないかと思いますけどね。それで、各区立図書館のサービス計画を定めてというふうになりますから、そこでの整合性が良くなると思います。

#### 【会長】

ありがとうございます。新中央図書館の計画について触れるべきであるというところですが、これはぜひ検討していただければと思います。「はじめに」の中に入れるかどうかということも含めてですね。他にありますでしょうか。

#### 【委員】

すいません、すごく細かくて恐縮なのですが、真ん中ら辺に「新宿の街はわが国を代表する高層ビル群」とありまして、その中に「新宿の街」という言葉が出てくるのですが、このまた目次以降2ページ目の所に改定の背景という所がありまして、その中に「新宿のまちづくり」ですとか、「にぎわいのまち」という言葉が出てきています。ここだと平仮名ですごく柔らかい感じになっていて、この「はじめに」という所だと、「新宿の街」という漢字なっているのですけれども。もし例えば、ちょっと親しみ湧くというか、統一するっていう意味では、ここも平仮名にさせていただくと、親しみがわくのかなっていうのをちょっと思いましたので、ぜひご検討ください。すいません、少し細かったのですが、気になりました。

#### 【会長】

これは、もともと新宿区の基本構想の中の言葉ですから、統一したほうがいいと思いますね。

**【図書館側委員】**

そうですね。それに合わせて。ありがとうございます。

**【会長】**

それでは、他にはいかがでしょうか。それでは、今2カ所ほどのご意見ありましたので、ぜひそれをお願いいたします。

その次、第1章でご意見ありましたら、ぜひ上げていただきたいと思います。また、不明な点がありましたら、ぜひご質問いただきたいと思います。

**【委員】**

先ほど「おおむね10年後を展望しています」という文言を変えるというお話がありまして、これは、何かと合わせるのですか。要するに、それで、ここにそれはいいのですが、それによって何か中身を変える必要はなかったのですか。10年後を展望しますということだけうたって、中を変えないでいいというのは、ちょっとよく分からなかったです。

**【会長】**

では、藤牧委員をお願いします。

**【図書館側委員】**

この10年後という意味合いは、次の2ページの所をご覧いただきたいのですが、新宿区基本構想という、一番上の区の構想があるのですね。これが37年を想定している。構想でするので、そういう意味で、この構想の実現に向けて、図書館としてもこういうことをやっていきますという方針になるために、終わりの時期を、ちょうどおおむね10年後ということで設定をさせていただきました。

従いまして、もとよりそういうことで考えられてきた内容でございますので、こういう表記をすることによって、何か具体的な中身が変わるということはないというふうにご考えてございます。

**【会長】**

基本構想に合わせたというところですけども、いかがでしょうか。

**【委員】**

そういうことなら。ただ、先ほどお話ではないですけど、これ10年後を見通せるのであれば、新中央図書館のことを書いてほしいですね。

**【図書館側委員】**

新中央図書館の計画は、再三にわたって存続をしていることや、「図書館環境の整備」の所でも、「新中央図書館を整備します」ということも盛り込んでいます。そういうことから、くれぐれもこの新中央図書館がこの方針を改定することによって、その中に吸収されてしまって、うやむやになったということがないような形でやってございます。ただ、目標年次だけは、残念ながら大変申し訳ないのですが、今示すことはできないという状況でございます。

**【会長】**

いかがでしたか。そしたら、この1ページのとこの「おおむね10年後を展望しています」という書き方を工夫したほうがいいのではないのでしょうか。

**【図書館側委員】**

はい。

**【会長】**

基本構想というものをどこかに書いたら整合性がとれるのだけど、いきなりこの基本方針が、もう10年後を目指しているのだみたいなことになると、内容が合わなくなってしまうので。この辺り工夫をしていただければと思います。

**【委員】**

いいですか。今の所、10年後というのは表現としてはおかしくないですか。私は、今後10年間をこれ展望していると思うのですが。これからの10年間、新宿の図書館は、こういうことをやっていきますよという意味ですよね。私はだから、今座長言われたので全体を見直せばいいのですけども、もしもここの軸を直せるのであれば、今後10年間を展望しているのだと思う。

**【図書館側委員】**

おっしゃるとおりです。

**【委員】**

先ほどから、再三、新中央図書館のことが話題になるのですが、この3ページの⑤。「残存しています」という書き方についても修正していただきたい。

**【委員】**

「存続しています」ではなく、もう少し「実現に向けて引き続き検討していきます」と

かはいかがでしょうか。

それから、これはむしろ成瀬委員に聞きたいのですが、4 ページの③。普通は、これは出版流通業界じゃないのですか。出版流通界というのかなと思って。大した問題じゃないですけど。

**【委員】**

もし付けるとしたら、業界のほうがいいかなと思います。

**【委員】**

「業」の一文字があったほうがいいと思います。それから、5 ページの「新宿区立図書館の統計比較」の表についてです。前回指摘もあったので直されたようですが、この図書館密度という表現は、23 区か何かの館長会等でこれを使っていて、この数字が出てくるのですか。この図書館密度という表現。なぜかという、平成 5 年でも平成 6 年でもいいですが、26 年になって数値が下がって見えるのは、確かに誤解を招くと思うのですよ。

図書館密度という言葉は、本来人口密度と同じで、対面積当たりの人口を表すのが人口密度。従って、図書館密度も対面積当たりの図書館数なのです。そうすれば当然、平成 5 年に比べて、平成 26 年も増えるのです。だから、これ分子と分母をなぜこういうふうに分かりにくくひっくり返しちゃうのか。密度という言葉を使うのであれば、私は、図書館数を面積 1 平方キロがいいのか、新宿の規模を考えたとき 10 平方キロがいいかは、それは構いませんけども、対面積当たりの図書館数で表すべきだと思います。

同じことが下の図書館密度、今度は人口の場合も同じですよ。これは、このやり方だと、1 館当たりの受け持ち人口なのです。正確に言うと。図書館 1 館当たりの受け持ち人口だから、それが下がったほうが、サービス水準が上がったということなのです。でも、図書館密度の考え方からいったら、対人口当たりの図書館数で表したほうが、その数字が上がったのがはっきり分かって、他の数字と比べたときに妙な誤解が生じないと思いますけど。だから、対人口当たりは、普通は 1 万人当たりで図書館数を見ていけば、確かにこの 20 年間に、新宿も少しは数値が上がったということが、普通に区民の人は分かると思います。それは、工夫をしていただいとほうが。本来は、これ分子と分母はやっぱり逆だと思いますよ。

**【図書館側委員】**

分かりました。単位は 1 平方キロと、あと人口 1 万人当たりとか。

**【委員】**

1 万人でしょうね。

**【図書館側委員】**

その辺はちょっと工夫をさせていただいて。

**【委員】**

それは任せます。

**【会長】**

ではその辺、ぜひ改定していただければと思います。今3点ほどありましたけど、その他はいかがでしょうか。新中央図書館の計画については、くれぐれも努力しているとか何か、そういうふうな言葉で引き継いでいただきたいと思います。

**【図書館側委員】**

分かりました。そういう趣旨でこれ書いたつもりだったのです。より伝わるように。

**【会長】**

その他はよろしいでしょうか。次に5ページまでですけども、もし何かご不明な点があれば、そこら辺も補っていただきたいと思います。

**【委員】**

4 ページの一番上の公立図書館関連の主な法改正という所ですけども、下のほうの、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の制定については、障害のある方に対して、合理的配慮が義務付けられますと内容が分かるのですけれども、その上の「学校図書館法改正」ですけども、これだけだとどういう内容なのか、公立図書館に関してどういう影響があるのかというのが分からないかなという気がいたしました。

**【会長】**

ここについては4月。去年の4月でしたか。

**【委員】**

今指摘されたところ、私も気になります。

**【会長】**

6月でしたっけ。

**【委員】**

そう。改正は6月で、施工されたのが今年の4月です。

【会長】

施行と法改正と、法によって表現が異なっているので、どちらかに統一した方がいいと思います。

【図書館側委員】

「施行」ということで統一しますか。

【会長】

第2章のほうに進ませていただきたいと思います。

第2章は、修正した所が多いのですが、もう一度確認していただければと思います。

【委員】

9ページの表ですが、達成どおりという表現に変えたのはいいのですが、「図書館の設置および運営の望ましい基準」に合わせて、それにはめ込んでいるのは分かるのですが、その達成度合いの評価がない所。スペースになっているのは、これは何なのだろうか。施設設備の所です。IT化中心ではなく、図書館はリラックスする場になることもうんぬんという所。達成度合いの所、印が無印ですよね。未着手なら。

【図書館事務局】

未着手なのでバツですね。

【委員】

未着手。そんなことはだってないでしょう。図書館設置しているのだから。

【会長】

というのも、第2、公立図書館、新中央図書館の中の1の、管理運営の中の⑥ですね。施設設備というところだと思いますね。図書館はリラックスする場になることも必要と。カフェやゆったりしたソファなどの設置という所がまだできてないという、そういう回答のことだったと思いますけども。図書館が運営協議会の所ではなくてですね

【委員】

まず、この今の所もなんですけど、あと、達成度合い。対象外っていうのは、評価すべきじゃないというか、ちょっとそれがよく分からないんですけど。

【会長】

じゃあ、この対象外というのは、どういう意味かという。

### 【委員】

そうですね。要するに、ここの印の付け方の全体としての意味がよく分からなかったのです。それから、評価しているのは誰なのでしたっけ。協議会、われわれが評価しているのですか。それとも、事務局のほうで。

### 【図書館側委員】

前回のときに、自己評価と書いてあったのですけれども、そういった意味で自己評価ということですか。

次に総則の所は、これとっても悩んで。総則ですので、達成しているか、してないかっていう、この辺の所がなかなか評価しがたいところがあるのですけれども。そういうことから言えば、例えば、危機管理であるとか、そういった危機管理マニュアルがあるとかね。そういったようなこともやっていますし、著作権についても、いろいろと著作権の関係、複写だとかそういったところにもそういった普及をしている。連携協力についてもおおむね達成していると思っております。

特に配置の所で、運営協議会の意見に対しては、達成度合いが低いかもしれませんがけれども、区の実行計画、総合計画に基づいて、新中央図書館のこともありますけれども、地域図書館の整備だとかそういった所も計画的に進めてきていますので、達成の評価になるのかなというふうに見ています。

従って、この辺については望ましい基準に照らして、どの程度までそれが達成されているかという現状評価の自己評価をするとすれば、何らかの記号を入れることはできます。

### 【委員】

このページはそういう構成になっているのであれば、今言われた第1章総則は、これは「○」でないと困りますよ。「○」が付いてないと。

そもそも総則の部分が、23区の区立図書館で達成できてないとしたらこれは、日本の図書館界にとってかなり深刻な問題ですよ。それから、今言われた著作権のこと。これが「△」だとか「×」では絶対まずいですよ。これは「○」になっていなければいけないと思えますね。

それで、むしろ難しいと思ったのは、これ見ていて、第2の公立図書館の⑤。図書館協議会の所ですよ。ここが横棒一本で具体的に書いてない。一方で、達成度合い「○」。これは、実はなかなか難しい話だと思いますよ。多分館長はお分かりだと思いますよ。つまり、今開いているこの運営協議会は、図書館法に基づく協議会ではないのですよ。つまり、ここに書いてある望ましい基準で想定しているのは、あくまで図書館法第13条に基づく協議会なのですよ。ところが、この協議会はそうになってないのですよ。だから書きにくい。その一方で、「○」を付けて本当にいいのですか。これは、私はちょっと「○」とは言えないと思うなというところですね。これはなかなか悩ましい項目だと思いますね。

【図書館側委員】

そういうことから言うと、これはやはり「△」ということになるかと思います。

条例で、図書館ごとに館長の諮問に答えるというのが、図書館法で想定されている運営協議会です。その趣旨を生かしつつ、新宿区の場合は要綱設置で、しかも教育長の諮問に答えるということで。区立図書館ごとにではなくて、全部を合わせた形でこういうふうに作ってくるのですね。従って、全然未着手とかそういうことではないので。かといって、図書館法のをほぼカバーしているとも言い切れないので、やはり、一部達成ということが妥当ではないかというふうに考えます。少しその辺も意見についての所は、今おっしゃっていただいたような趣旨のことを少し変えていきたいと。

【委員】

その代わり、第1章の総則は、全部「○」を付けていいかな。

【委員】

そこからだと、達成してないというのはおかしいです。

【委員】

おかしいね。図書館設置している以上ね。

【委員】

評価してないということなのでしょうけど、堂々と「○」を付けたらいかがでしょうか。

【会長】

それではそこは、1から6までは「○」というところではまずはおいて、そして、第2というところの1の⑤ですね。ここ加えたら「△」と。⑥は「×」だということですね。他にはよろしいでしょうか。

【委員】

第1総則の2の「設置（配置）」の問題ですけど、図書館が下落合から西早稲田に中央図書館が移転したために、ここの地域に大久保図書館と戸山図書館と中央図書館という三つの図書館が集中したということがまずあります。それからそれに対して、図書館が地域にない所もあると。そういう形で、集中した所と偏在した所のバランスが、必ずしも良くないのではないかと。それを、みんなのためにサービスポイントのような形で、図書館そのものはできないにしても、何らかの形でそういうのを補う形がやっているのかというと、それもなされていないということを考えると、設置としてはこれ、到底「○」は付けられないと思うのですよね。「△」がやっつと。

### 【委員】

よくよくやって「△」というところだと思います。今回、中央図書館が仮住まいをせざるを得ない状況という特段の状況を考慮しても、全体の新宿区の面積からいうと、実際 800メートル以内とかという形で図書館利用できない人たちも相当あるわけで。そういうのに対する、やっぱり何らかの支援みたいなものね。地域的にある程度集中するのはやむを得ないとしても、偏在している所については、何らかの処置というのを積極的にやるという形で何とかしたい、合格点にしたいなというふうには思いますけど。

サービスポイントの設置が極めてよその区では随分やっているの。建て替えするときなんか、他の所の施設にサービスポイントを置いてやっています。そういうことを考えると、新宿区なんか、他の区の施設とかなんかうまく利用して、サービスポイントを多くの、特に、図書館が利用できない地域に置くことで、ユニバーサルサービスとしての本来あるのを、図書館の機能っていうのを、もう少し発揮させるべきだと思います。

### 【図書館側委員】

どうもありがとうございます。ここの所のこの達成度合い。

これはご参考までに、50 ページをお開きいただけますでしょうか。この後ろの資料編に、50 ページに、図書館の設置および運営上の望ましい基準というのがございます。この構成が、先ほど 51 ページの、例えば第 5 の所に、著作権法と権利の保護と。ここにこういったような、図書館として達成すべき水準が記載されているわけでごしまして、これの自己評価というものを、図書館運営協議会で出された意見を達成しているのか達成していないのかということで評価するのか、ここにある運営基準を達成しているのか達成していないのかという評価するのかっていう所は、曖昧な状態でここに記載されています。

従いまして、ここの表記の仕方は、この望ましい基準ですね。これに照らして、現在の新宿区立図書館が自己評価としてはどうなのかという評価を、丸、三角、バツというふうにして、それでそれに対してこの項目に、図書館運営協議会のこの間の意見を掲載するような形でそれらを踏まえると、基本方針は、今度こういうふうになるのですよという趣旨で、ここにこれを載せてありますので。今おっしゃられた点については、設置の所で、施設とかそういう所でサービスポイントとか、そういうところのご指摘っていうのはこの意見等にありますので、この達成度合いというのを、例えばですけれども、もうちょっとその辺の望ましい基準に照らしての自己評価ですと。それで、運営協議会の意見はこういうことでした。それに基づいて、基本方針をこういうふうにしていますというような、そういうようなつながりにしてはどうか。今更ながらこんなことを申し上げて恐縮なんですけれども、そういうような位置付けで考えてきたというところではございます。

### 【委員】

今の話、望ましい基準に対する達成度合いという方向だという。そうすると、先ほど 2

番、2の6の施設設備、これは「×」ということはあり得ないということによろしいでしょうか。

**【図書館側委員】**

そうです。

**【会長】**

この評価については、明確にするというところで、これ多分、パブリックコメントを取るときも、いろいろな意見が出ると思いますので、ここはどういうような形での評価なのかということ、文章の中に書いたほうがよいのではないかなと思います。何を評価したのか分からないような感じになっていますので。

**【委員】**

何を誰が評価したというのをはつきりさせたほうがいいですね。

**【会長】**

それをお願いいたします。ここはそれでよろしいでしょうか。あと、その他いかがでしょうか。区民意識調査のあらましという所、まだご意見ありませんけれども。よろしいですか。

では、この基本方針の素案の一番中心になります第3章について議論していきたいと思っています。ここでは修正が2カ所入っておりますので、そこも踏まえてよろしくをお願いいたします。

**【委員】**

前回のこの会議でいろいろと出た意見がほぼ漏れなく反映されているので、だいぶ良くなったと思うのですよね。ただ、まず23ページの「子どもの成長を応援する図書館」の17番の項目で、この取り組みが「家庭、地域、図書館、学校などの読書環境を整備し、拡充していきます」となっているのですが、これだと図書館の読書環境とか、学校の読書環境を整備するというふうに読めてしまうのですが、これはいずれも子どもの読書環境のことを言っているのだと思うのですよ。

この項目は、子どもについて言っているから、今更書かなくてもいいというふうに判断されたのかもしれませんが、この文章だと、家庭の読書環境とか地域の読書環境の整備のように思ってしまうので、私の理解では、これは、家庭、地域、図書館、学校など、子どもの読書環境を整備すると、こういう意味だと思いますので、そこは誤解のないように、「子ども」という3文字を補っていただいたほうがいいと思います。

それからもう一つが、やっぱり指定管理のことなのですが、25ページの27番です

ね。前回のときには、概要の所に指定管理という言葉が出てきていて、指定管理の導入が既定事実であるかようになっていたのですが、これは、今度は取り組みの所の②に入っているわけですね。確認ですけども、やはり、地域図書館については、指定管理者の導入。あるいは、これを読むと、とにかく地域図書館は全て指定管理だと。中央図書館と子ども図書館は、これは直営で運営するということが①で名言されていますので、これは直営でやるのだと思うのです。ということは、逆に言えば、2番の地域図書館は、全て指定管理でやるということがもう、教育委員会としても方針としては決まっているということなんでしょうか。

**【図書館側委員】**

これは、改定前の基本方針で、既に決めてあるということでございます。今回はそれを、ここのことについては検証していくということで、これから教育委員会決定とかそういうことになるわけですけども、素案としてはそういうことで、継続ということで記載してございます。

**【委員】**

継続という意味は、もちろん今もう既に指定管理が導入されている所はそれでいくのですが、今、地域館で直営でやっているところはないんですか。

**【図書館側委員】**

ないですね。

**【委員】**

全て指定管理。

**【図書館側委員】**

それで今度、仮称下落合図書館がどういうふうにするかというのは、あらためて政策決定を得ることになるのですけれども、従来の基本方針では、これは教育委員会の方針ですけども、地域図書館は、全て指定管理にいくということを既に決定してあるということでございますので、仮称下落合についても、また、今回の改定基本方針についても、これで決定をいただきたいと思っております。

**【委員】**

これは結局、今図書館運営協議会で議論していますが、この素案自体は、教育委員会の名前が出ていくわけですね。一番最初のページは、新宿区教育委員会になっていますからね。教育委員会としても、既にそういう方針だということであれば、これは致し方ない

と思いますけどね。

ただそうすると、この文章を読むと、直営だと、効果的効率的な運営があたかもできないかのように読めるのですよね。効果的効率的な運営するのに、指定管理者というこの書きぶりはちょっと、当然直営であっても、効果的効率的な運営はするべきですよ。それは。

直営を決して私は否定しているわけじゃなくて、でも、直営ではできないから、あたかも指定管理だと効果的効率的な運営ができるかのような書きぶりを見直したほうがいいのではないかと思います。

### 【会長】

この部分、指定管理者を使って効果的効率的に行うという、そういうわけですよ。指定管理者だからできるという、そういう意味ではないですよ。ここは。要するに、直営でもできることですが、政策上、指定管理者でそういうことを実現するのだということを行っていると思いますので。指定管理者ではできないというような言い方はやめたほうがいいという、そういうことですよ。そこのニュアンスを変えていただけると分かりやすくなるかなと思いますけども。

### 【委員】

すいません。今のとこなんですけど。どちらも公共図書館ですから、公共の責任というのは、全体でユニバーサルサービスというのがまず成り立つというのが第1。第2番目に、いろんな効率性サービスを良くするというのがありますけれども。その方法として、直営が向いているものと、そうではなくて、指定管理者制度が向いているというふうに考えたほうがいいのだと思います。

今のこの文章の書き方だけ見ますと、中央図書館は、公共の責任を果たしていくために直営で運営し、そうすると、地域図書館については、公共の責任を放棄しているようにも、いやらしく言えば見えるわけ。公共の責任を放棄した上で、効率性を追求したために、指定管理制度を導入したとも見えてしまうので、そういうふうな前提の仕方は駄目で、公共の図書館としては、中央図書館だろうが、地域図書館だろうが、やはり第1位には公共の責任、ユニバーサルサービスがきて、第2として、そのサービスを運営する方法として、それぞれの地域に密着したサービスをするために、指定管理者制度をとっているのだと。

中央図書館については、当面そういう指定管理者制度ではなくて、要するに、センターとしての、中央としての、司令塔としての意味を持っているので直営にしているのだというような形で、中央図書館は、地域図書館とどこが違う、何が違うか。運営の方法が違うのだというのを、全体の地域図書館を統括する司令塔としての役目を持っているから、直営がいいのだというような形にしたほうがいいのではないかと。

それぞれの持っている図書館の性質が異なる。だから、地域図書館と中央図書館という

のは、公共図書館としては同じものですが、それぞれの役割が異なるので、その役割に応じた運営方法を選択したのだというのにしたら格好いいと思います。

**【図書館側委員】**

分かりました。公共の責任を果たしていくとか、効果的効率的っていうのは、タイトルの右の所に、概要の所でその辺を入れて。どっちがどっちっていうことではなくて、直営は統括機能っていうことに。それから、民間のノウハウを生かしたサービスの充実や、地域密着といったような所は指定管理、そんなような切り分けということで表記したいと思います。

**【委員】**

機能性によって分割しているというふうに言ったらいいと思います。

**【委員】**

ちょっと細かい所ですが、23 ページの「子ども成長を応援する図書館」の 16 の所で、この計画の対象は、中高生までということになっているのですが、20 番の所で、今回修正した所ですが、これは、小中高まで入れなくていいのですか。その辺がよく分からない。

あともう一ついいですか。25 ページの 28 番の①についてです。利用者の利用機会の充実を図るということで、一部図書館の休館日を変更したということは、既に終わっている話なのですよ。

**【会長】**

休館日はまだ。

**【委員】**

休館日はまだ。そうですか。では大丈夫です。それと、③番ですけど、少し文章がよく分からないのですが、「図書館運営協議会などを通じて、学識経験者や、利用者などの多くの人々の意見を積極的に取り入れる」というような話ですが、少し文章を整理したほうがいいのではないかと思うんですが。

ここで言うとおりの学識経験者というのはどなたを指しているのか。これは、運営協議会の中の学識経験者だと私は読んだのですが。これ違うのですかね。だから、直すとすれば、「図書館運営協議会や、学識経験者、事業者など多くの人々の意見を積極的に取り入れて運営していきます」というような書き方にするとか。この学識経験者というのは、運営協議会でも挙げる学識経験者を指しているのか、その辺がよく分からない。

**【会長】**

では2点ですね。「子ども読書」についてですけども、20番の学校との連携の中で、ここに高校は入れなくてもよいかというご指摘ですね。そこからいきましょうか。ここは、佐藤委員お願いします。

**【図書館側委員】**

子ども読書活動推進計画の中では、学校・児童館など区の施設、区内民間団体10名以上ということで定めております。この10名以上のグループということであれば、高校も該当するということであります。ただ、ここで強調しておきたいのは、やはり区立小中学校、あるいは、子どもの児童館等々の区の施設。そういった所が対象にしております。ただ、実際の貸し出しは可能であります。ちょっと答えになってないのですけれども、表現としてはこの表現のほうが妥当なのかなと思っております。

**【会長】**

そうすると、例えば、実際新宿区にある高校、私立か都立高校。どちらでも区立図書館との連携ができるということは、今やっているということですね。でも、強調する意味で、小中学校としたという、そういうふうな捉え方ということによろしいでしょうか。いかがでしょうか。ここにあって高校を入れなかったということは、それによろしいでしょうか。

**【委員】**

実際に高校に何かするっていうことってあるのですか。

**【図書館側委員】**

今現在は残念ながらないです。

**【委員】**

残念かどうかはともかく。そもそもこれ、高校生を入れたほうがいいのですか。この、この対象に入っているのですか。

**【図書館側委員】**

対象に入っております。

**【委員】**

一生懸命見てもあまり高校のこと書いてないのですよ。

**【図書館側委員】**

子ども読書活動推進法がおおむね18歳未満をここでいう子どもという、そういう定義があるものですから。

**【委員】**

まずそれが前提にあるわけですか。

**【図書館側委員】**

ただ、これは都道府県も定めていまして、例えば、東京都ですと都立高校とか持っていますので、高校の、ある一定そういった一種の役割分担的なところは、どうしても若干出てきてしまうっていうところなんです。区立図書館ですとYAとか、そういう所での取り組みっていうところで主に、後ほどご説明しますが、そういったことを書いたということですね。

**【会長】**

よろしいですか。対象としてはあくまでも高校生までが入ると。ただ、現状では実際に学校との連携などではほとんど例がないということですよ。

**【委員】**

20番については、取り組みの最初の所に学校図書館支援員等というのがあるのですが、これは、小中学校に区のほうで職員を配置してくださっているのですよね。ですから、区が配置している職員も、言い方悪いですが、活用しながら、という意味がありますので、ですから、ここには高校はやっぱり入らないだろうなと思うんですけどね。

**【会長】**

でも、排除はしないということだということですよ。特に書かなくてもよいということであれば、ですけども、そこは、小中学校でいいということでしょうか。現実問題として、あまりそういう要求がないということは事実です。

ただ、説明を求められれば、そういうもんだということですよ。これ、ニュアンスをどうしておくか考えていただければと思います。

**【委員】**

この項目は、団体貸し出しの充実となっているので、どうしても区立の小学校、中学校が中心になれるのは、これは間違いのないと思うのですよね。ただ、今も話に出ていた地元の高校だとか、あるいは、私立ですよ。私立の中学校とかも新宿区にはあると思うのですけども、そういう所は、何も連携はしないのですかということと、一方で、やっぱり高校生は今、例えば、図書委員を中心にしてビブリオバトルをやるとかいうふうなことが、

ほうぼうで行われているわけなので、区立図書館が全く高校生の読書に関心を持たないとかということも、私はあり得ないとは思っていますよ。

だから、この項目は、今ご指摘もあったように、学校図書支援員との関わりだから、ここは小中でいいとは思いますが、高校との関わり、あるいは高校生の読書支援みたいなことは、どこかでぜひ取り上げていただいたほうがいいと思いますが。20番の項目には確かに今ご指摘のとおりで、別に高校を入れる必要はないと思うのですが、でもやっぱり、高校生もサービス対象っていうか、その視野に入れておいたほうがいいと思いますが。あと、私立の中学校、小学校もあるかもしれません。そこはどうするのでしょうか。

#### 【図書館側委員】

後ほど推進計画のほうでもお話が出ると思うのですが、私立小中学校にも、調べる学習コンクールとか、あるいは、中高生のサポーターとしての事業は持っています。その中で、今後、現在も事業を持っています、今おっしゃったように図書委員とか。あるいは、生徒会と連携して、さまざまに手を広げていこうというふうには考えているところです。

#### 【会長】

では、その部分ですけど、高校生までもこの対象になっているのだということを明確にして、そして高校生、あるいは私立の学校というところも、何とか等というような書き方もできると思いますので、何か工夫していただければと思います。

では、その次の所ですね。先ほどもご指摘のあった、「運営協議会などを通じての学識経験者や利用者の」という文章なのですが、これをどういうふうに理解すべきか、ということですが、ここについては藤牧委員よろしいですか。

#### 【図書館側委員】

おっしゃるように、学識経験者、これの並びですね。やはり、ご利用者のご意見というのは重要だと思いますので、むしろ図書館運営協議会などの所ですが、これは、図書館のボランティアのサポーターの方々の集まり、あるいは、集会行事の際の参加者のグループでのご意見というような意味で、「など」という意味はそういうことです。

従いまして、学識経験者を削らしていただいて、「利用者など多くの人々の意見を」というような形のほうが、むしろ趣旨に合致する表現で分かりやすいというふうに思いますので、そのような方向であらためさせていただきたいと思います。

#### 【会長】

それでは、「多くの人たちから意見を積極的に取り入れます」というのが趣旨だと思いますので、そのことが分かるような表現にしていいただければと思います。

次に「運営体制の充実」の概要に、この公共の責任を果たしていくというようなこと、効率的それから効果的などというような表現をそこに持ってくるということによろしいですか。効果的効率が入っていますけども、中央館とこども図書館については、公共の責任を果たしていくためというのをここにに入れていくということによろしいでしょうか。

**【図書館側委員】**

「統括」。

**【会長】**

統括的な意味は持つので、直営にするという語りですね。それで、地域館というのを、これどういうふうを書くのが良いか分かりませんが、指定管理者を活用するという、そういうことでいいですか。

**【委員】**

多分、②の文章は、効果的効率的ということと、指定管理者の順番を変えればいいのかと思いますけどね。

**【委員】**

そうですね。これだと、効果的効率的な運営を行うために指定管理者を導入すると読めちゃうから、それでさっき私が言ったように、じゃあ直営は効果的効率的でなくていいのかというふうに反論されてしまうわけですね。そうではなくて、指定管理者制度を活用し、効果的効率的な運営を目指すとかというふうにしていいただければいいと思います。

**【委員】**

次に本日机上配布の修正案についてですが、例えば、28の利用者満足度の高い運営の所に、④、それから5番の、他自治体との連携の所に②を追加するということですね。そうすると、在住、在勤、在学者に対して、例えば、相互貸借の面でどういう優遇措置を図ろうとされているのか、あるいは、満足度の高い図書館運営のときに一体、在住、在勤、在学には他の人と、要するに、多少差別化するわけですね。どういう差別化があり得るのか、ご説明いただけませんか。

**【図書館側委員】**

実は、5番の所に入れているところなのですが、差別化という所なのですが。ただ、どういう形で差別化を図るかというようなところまではまだ考えていません。ただ、近隣区、この間もしかししたら申し上げたかもしれませんが、豊島区や中野区は、相互貸出を区民のみに限定している状況がございます。中野区は去年の12月から、豊島区は去年の

4月から相互貸出を区民に限定しています。新宿の区民は、中野区には登録ができますが、相互貸出や新刊の予約ができません。豊島区や中野区民の方たちは、新宿区立図書館では、これらのサービスを受けることができます。来ればそれらができているというようなところがありまして、そのためサービスを整理していきたいという考えで、5番と28番で挙げています。

#### 【委員】

私は、基本的にはそういう考え方でいいと思うのですけれども、ただ、当事者というか、つまりこの場合は在住、在勤、在学者以外ですね。つまり新宿とあまり関係がない、単なる通過点、乗り換えとして使っている方々にとっては、既得権を奪われるのですよね。従って、いろいろと反発もあると思いますので、そういう制度に移行する間の移行措置だとか、そこもある程度時間をかけてご理解いただくというようなことは、それこそそういった方たちの満足度を下げないためにも、必要だろうと思います。

私、基本的には今の新宿区の運営方針というか、変更の方針については支持しますけどね。やはり、直接の納税者といいますか、実際に新宿に関わりのある方たちが優遇されるのは、これは致し方ない。しかも他の区の方たちが、図書館の全くない所に住んでらっしゃるのであればしょうがないかもしれませんけども、そうではなくて、それぞれに首都圏ですから、図書館は整備されているはずなので、まずは地元の図書館を使っただくというふうにすること自体は、私は別に異論はありません。

#### 【委員】

前回は問題になったと思いますけど、結局、相互貸借を全般的に認めると、非常にこちらのほうが一方的に負担をするという形で、金銭面でのバランスが取れなくなるという、そういう問題があるために制約しようという、前回確かそういうことだと思ったのですが。こういう場合一般論として、まず相互主義の原則というのが第一原則なのですね。向こうが認めるのだったらこっちも認める。お互いに相互主義の原則。それは平等原則から相互主義の原則。

その次に、相互主義を認めるとして、貸出回数とか、予約回数というのを正統な範囲内に制約する。月に例えば2回とか。予約は2回とかという形。あるいは、年間何回とかという形で、その枠を制約する。そして一定の場合には、区に貸し出しとか、あるいは、予約があった場合にも、それを拒絶する正統理由を列挙していく。こういう形で、一般論的にはやっているのです。他の法規では。

新宿区の場合は、法律的な、非常にレベルが低いのですね。ですから、ルールで簡単に決められることを延々議論しなくてはいけなくなってしまう。だから、そういう意味で原則系と、例外系と、それと、原則例外に当てはまらない督促。法律ではこの原則は、例外にあてはまらない督促でしかできないので、それを順番に規定していくというふうにする

と、もっとすっきりしてくるのです。

そうすると、頭の整理もできるし、問題も起こらない。リーガルマインドが低い。知能指数があんまり高くないという。こういうところに現れてしまうわけで、相互主義というのを立てば、お互いさまのことですから、こちらもオーケー、向こうもオーケーでありながら、かつ施用的な、一方的な偏りがないという意味で、あらゆる法規、そういうふうに行っているのです。

新宿区は、そういうお考えがないかもしれませんが、近代的には相互主義の原則は平等ですから。回数を年間、あるいは月何回にカウント。貸し出しを拒絶する理由。これはあらかじめ限定列挙しておく。そうすると、あなたについてはこういう理由があるからできませんという形で、いちいちトラブルにならないわけです。そういうふうにしておくと、この問題は、相互貸借の問題は解決してしまうのです。

こういう法規の問題の不備で問題になっている部分は少し研究すればすぐ解決する。新中央図書館の問題はなかなか解決ができないのですけど、こちらの問題はすぐできますから、できる問題を早く片付けて、できない問題に取り組むことを早く。

仮に、今新中央図書館ですと、事実上本でいったら、閉架図書になっているわけです。今の状況は。そうすると、本でも普通の貸し出しができるのと、閉架図書で区別していますから、新中央図書館関係は、この一番最後に全部まとめて、現在こういう状況でこうなっているというのは、現状に生きているものとはまた別にして、休眠状態であるということをも認めた上で、全部まとめてしまうというのも一つの手で。

そうすると、いろんな所で出てくるようなことがなくなって、思考が混乱しないという面もあるので。整理の仕方も法律的なリーガルマインドがあると、非常に分かりやすくなるので、これは日本的に教育のレベルが低いものですから、そういうことになって。新宿区だけではないのですが、主観と客観とを分けて、そして、原則と、例外と、督促を分けると。このわずかの五つで分けているわけです。会計でいったら、貸し方借り方で貸借対照表のように費用と収益と資産、負債、純資産、この五つで分けている。大体分類しているのは、5分類説でやっているのです、その5分類説に従ってやれば、ものすごく分かりやすいし、施行計画、簡単なので他にも浮くと思います。

#### 【会長】

それでは、第3章について、その他いかがでしょうか。よろしいですか。

第4章は、今は例示的なものしかないのです、最後の第5章に移っていきたく思います。

第5章も2カ所、前回と変わった所がある。それから、評価等の所に入れたというところがありますので、評価等も先ほどと同じように見ていただきたいと思います。

#### 【委員】

30 ページの7番の所で、アンダーラインの所なのですが。これは、普通真ん中に持って

くると思うのですが、何か意味があるのでしょうか。それから、8番の説明ので、学校へ学習支援とか何か書いてあるのですが、家庭のことはどこに書いてあるのですか。

【会長】

30ページの8番のところですけど、家庭、地域と学校とある。その説明の中には家庭が入って来ないというのは何なのかという質問です。

【委員】

地域もない。

【会長】

ここは元の文章が何かそうなっているのでしょうか。

【図書館側委員】

子どもの読書活動推進計画は、家庭、地域、あるいは図書館、学校等の施策と提携してまして、ですから、ここで家庭、地域の部分の文言を入れていきたいと思います。ちょっと今すぐ浮かばないのですけれども。例えば、家庭ですと、家庭読書ですとか、地域で言いますと、地域と関連施設っていうのがあるのですけれども、地域のボランティアによる読み聞かせをやっていただいているとかですね。こういったところから、2、3行になりますけれども、加筆していきたいなというふうに思っております。

【会長】

ではそのように家庭・地域のことが加わるというところでよろしいかと思えますけど。

【委員】

あと32ページの「これからの図書館サービスの充実」という中の14番なのですけど、書き方が地域図書館となっているのですが、これ、中央図書館を先にして記載するということは考えてないのですか。

【図書館側委員】

趣旨としては、先に地域図書館はというふうになっていますが、その下の中央図書館を先に持って行って、地域を下に入れ替えたほうがいいのかというご意見ですね。

【委員】

今まで文章の流れがそういう。

**【図書館側委員】**

この14番が示している内容といたしまして、中央館のことなのか、それとも地域図書館のことなのかということをお尋ねでございます。この項目自体が今委員ご指摘のとおり、どちらということではなくて、両方であるというふうを考えていまして、その中で、中央館とそれと地域館それぞれに14番があり、15番、16番あるということになりますので、これはどちらもという、そういった項目になると思います。

その場合に、初めのことに戻りまして、地域館のことと中央館のこと、どちらが先かということでございますけれども、中央館ではこれこれというのを書いて、次に地域館はこういうふうになっているというふうに整理をさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。その際に、中央館においては、地域館のバックアップ機能も果たしているというようなニュアンスも出させていただくということで、確認も含めて整理させていただきたいと思います。ありがとうございます。

**【会長】**

分かりました。ではそこを整理させていただきたいと思います。他にいかがでしょうか。

**【委員】**

蔵書の充実、28ページの4番目の項目にあります「蔵書の充実」の手塚文庫の選書基準に関してなんですが、今回評価の中では「×」が付いたということで、これが改定基本方針では、今後、「地域資料の充実」の中で選書基準を検討しますということなのですが、これは、具体的にどのセクションで、いつ頃めどに検討を図っていくことになるのでしょうか。お願いします。

**【図書館側委員】**

先ほども前の章の項目で出てきましたけれども、あれについては地域資料という位置付けになって、その中では基準と検討していくということですので、具体的には、スケジュールとしては来年度、またサービス計画のこともございますけれども、それも含めて漫画といった場合には、手塚治虫さんのことも含めて、どういった基準にしていくかは来年度以降になろうかということと考えております。よろしいでしょうか。

**【会長】**

来年度以降とは、このサービス計画の中ということですね。

**【図書館側委員】**

そういうことでイメージしております。実施はサービス計画の中ということですね。

【会長】

ちょっと待ってください。36。

【図書館側委員】

すいません。1点補足で。セクションということでは、資料係が基準を作ることの中心になったと思われま。

【委員】

36 ページの実績の26の所で、「継続」という言葉を使っているのですが、評価等の所では「改善」となっているのですが、これは「継続」でやったほうがいいのではないかと感じるんですけど。どう思いますか。

【会長】

これは、評価が「△」なので「改善」という、そういう意味ですね。「○」は、達成しているんですけど、継続したいというそういう意味ですね。改善しながら継続する。

実績の中で、評価は「△」ということなので、あくまでも、その意味はありだと思えますけどね。

【委員】

特にこの資料の中でどうこうというのはないのですが、私は、中学校のスクール・コーディネーターをしているので、中学生が学校図書館の利用率が3割切っている、この表を見てちょっとびっくりしました。

夏休み前に、中学校の図書館、学校の図書館で、1人5冊以上夏休み中借りていいのよということで、中学生に借りさせているのですが、やっぱり、学校の担任の先生の声掛け一つで全然借りる率が違うので、担任の先生が、「はい、きょう、1人必ず5冊以上借りること」と言うと、生徒は必ず先生に言われたこと守りますから行くんですけど。あんまり指導されない先生だと、それなりに好きな子だけが借りてくっというので。先生とか、親御さんとか、身近の大人がちょっと声掛けすると、ぐんとパーセントが増えるかな、なんて思いました。ちょっとこの趣旨とは違うんですけど。

それから、夏休み中に区内の図書館あちこち、縁があれば行ってまいりましたけれども、夏休み中はとても子どもさんの利用が多くて、親子で利用されていたり、お子さんが宿題をやっていたり、とても新宿区の子供たちは熱心に勉強している様子が見られました。

ここの中央図書館でも、狭い机で、本当にお隣のひとと本がくっつきそうなのですが、静に勉強していたので、ぜひいい図書館を早く作って、みんながよく利用できるようなれるといいななんて、そんなことを夏休み思いました。すみません。雑感で。失礼しました。

【会長】

学校支援委員ってということなのですが、例えば、31ページの②の学校図書館との連携支援というところで今評価が、丸が二つ付いているのですが、ここはどのようにお考えになりますでしょうか。

【委員】

支援ですか。

【会長】

学校図書館との連携支援という所で、取り組みが今10番、11番とありますよね。ここについての評価が、丸が二つ付いていて、いわゆる達成したという、そういう評価ですけども。いかがでしょうか。

【委員】

これは、何かアンケートなど取っていらっしゃるのですか。それとも、何か数字でこう出てくるものでしょうか。

【図書館側委員】

いえ、自己評価です。

【委員】

図書館支援員が導入されてから、子どもたちは熱心に学校の図書館に行くようになったのですが、そして、うちの学校の支援員さんはとっても良くやってくれていますよ。

例えば、うちの中学校の図書館では、授業で使用する資料の提供をしています。調べる学習のお手伝いをしています。図書の購入の支援をしています。その他に読書の推進。季節や学校行事に合わせて本の展示や、各学年の廊下をしています。それから、図書委員会の活動をサポートさせていただきますということで、先生がたまちゃんと購入図書のアンケートなど取っているのですね。

あとは、図書館のニュースを子ども向けに発行したり、それから、新しい本が到着しますと、新着図書の案内をしたり、夏休みにお薦めの本、今話題の本、その他子どもたちにとっても詳しく本の紹介をしていますので、少しでも子どもが足を向けてきやすくなるようにということです。

それから、それぞれ図書委員の生徒が、自分が読んだ本を、このように生徒に紹介するってということで、このようなものを生徒向けに発行しております。そういう意味では、学校図書の支援員の方と、それから図書のボランティアの方、とても熱心に読書活動を推進

しているようだと思いますので、うちの学校では「○」だと思います。

**【委員】**

この方々は多分、すごく素晴らしい活動をされていた。それに区立図書館は役に立っているかということが、根本の趣旨なのです。その方々がいい活動をされているのに、よく情報提供されたりとか、図書館は役に立っているかというか、ちゃんとやっていますかという評価をここでしなくてはいけないのです。

**【委員】**

ちょっとそこまで。

**【委員】**

はっきりおっしゃったほうがいいと思います。

**【委員】**

そこまでは聞いてなかったの。すみません、ちょっとお役に立てません。

**【会長】**

分かりました。じゃあ、時間が迫ってきております。第5章について他になれば。

**【委員】**

先ほどの在住、在勤、在学を優遇することについて、私、少し分からなくなったのは、29 ページに新たに6番の項目で、相互貸借貸出冊数とかの数字を修正して追加されましたよね。これ今手元に、前回のときの7月24日バージョン持っているのですが、このときにも、相互貸借の件数が全館で数字出ているのですよね。その数字と比べると、よく分かりませんね。

とくかく、相互貸借貸出冊数というのが、きょうの資料の6番の所に修正で上がって、全館で、例えば、22年度が5251。それに対して、相互貸借借り入れ、これが全館で7978。ところが、前のときの7月24日バージョンで見ると、これが全館で1万2368というふうになっているのですよね。これどういうふうに説明できますか。それから、とにかく、この相互貸借貸し出しと借り入れで全館っていう意味は、新宿区以外から借りた場合、あるいは、新宿区以外に貸し出した場合は、どういうふうにカウントされているのか、されていないのか。それを教えていただけませんか。

**【図書館側委員】**

全館というのは、全ての地域館と中央館を含める、それが全館という表記です。

**【委員】**

その意味はもちろん分かります。問題は、借りた本の所蔵館が新宿区内なのか区外なのか。

**【図書館側委員】**

区外です。

**【委員】**

全部これ区外の数字ですね。

**【図書館側委員】**

区外の数字です。

**【委員】**

そうすると逆に、借り入れも区外からのリクエストですか。

**【図書館側委員】**

そうです。

**【委員】**

ということは、新宿の場合には、圧倒的に他から借りている数字が多いということですね。

**【図書館側委員】**

そうですね。ちょっとここは注意点が必要なのですけれども、細かい話になるのですが、実は、相互貸出についてもウェブで予約できるように、利用者カードの番号を他の自治体にお配りしています。

新宿の場合は、今年の1月からウェブ予約ができるように、他の自治体の図書館に利用者カードの番号をお配りしました。この平成24年度以降から減っている理由は、相互貸出を依頼する場合はウェブ予約のほうが楽なので新宿区立図書館を選ばなかったのではないかと考えられます。平成25年度は、中央図書館が一時的に移転のために閉鎖したのもも影響していると考えられます。平成26年度が4630という形で、平成24年度ベースぐらいにやや戻ってきているので、平成27年度は、数字は戻ってくるだろうと考えています。

**【委員】**

少し、ウェブ予約ができるようになったという点が、よく分からなかった。

**【図書館事務局】**

補足しますと、今まで、例えば、豊島区から借りるときに FAX でやりとりをしていたものをウェブでやりとりができることになりました。新宿は、今年の1月まで FAX でのやりとりだったため、他の自治体は手続きが面倒なため、借りたいと思われなかったというのが今の説明になるのです。

**【委員】**

それがウェブになって楽になったからですね。

**【図書館側委員】**

ですので、貸し出しのほうが、今数値が下がってきているように見えるっていうのは、そこがあると思います。

**【委員】**

何となく分かったのですが。確認はとにかく、新宿区は、他から借り入れているほうが、他に貸しているよりも多い。借金状態というか、自分の所でいろいろと出しているわけじゃなくて、よそから助けてもらっていることが多いっていうことね。そのことと、さっきの在住、在勤、在学とは、要するに、関係ない話ですね。

つまり、ここの所で先ほど在住、在勤を優遇するって話になりましたよね。その裏付けになるデータが、ここに出てくるのかと思ったら、その話とはこれは関係ないですよ。

**【図書館側委員】**

そうですね。それは、今の事実の数字を載せているところなので。

**【委員】**

つまり、先ほどのことを裏付けるのであれば、区内からそういう予約なり、リクエストがあったときに、区民の要求と、その区民以外の在住、在勤、在学以外の人たちの要求がどれだけあるのかを比べて、この人たちの要求がこんなに多くて、業務の負担になっているということが裏付けられれば、私は先ほどの決定を支持できたのですよ。そのこととこれは関係ないですねということですよ。

**【図書館側委員】**

他から借りてくるのがこの数だったとしたら、他から借りてくるうちの在住、在勤、在学以外の人、5000~6000 ぐらい占めているから在住者が借りにくい状態があるのです、というようなデータでもあればよいのですが。

**【図書館側委員】**

返却の時点で利用者の情報を消去しているため、例えば、22年度の5251の内の何人が区外の人なのかという数字がとれません。

**【委員】**

取れない段階で方針を決めてしまうのは、大丈夫なのかなと。つまり、当然説明責任を求められるわけですよ。先ほど言ったように、その人たちは既得権で、今までそういうリクエストができていたと。今度新宿でできなくなるわけですよ。そうしたときに、説明責任を求められたときに、ちゃんと根拠になる数字があって、こんなに業務を圧迫しているとか、区内の人たちよりも区外の人利用が増えているということがあれば、私はもう少し説明がしやすいかなと思ったのですが。この数字だけ見るとむしろ、新宿区は、散々新宿区以外の図書館にお世話になっておきながら、そういう人たちとは限らないのだけど、区外の人たちの利用を制限するのですよね。そこはちょっと大丈夫かなと。説明責任を果たしていく上で、そこが少し気かりです。

**【図書館側委員】**

分かりました。ただ、先ほど言ったように、23区中16区が、何らかの利用制限を今設けています。在勤、在学の方を優遇している区が、23区中16区になってきている事実があります。ですので、新宿もルールをきちっと考えていかなければならないということ言っています。

**【委員】**

そのこと自体、私は反対しない。賛成です。ただ、その裏付けになる数字が、ここに出ればなお良かったなど。

**【会長】**

これは、システムの問題ですから、ここについてはそういう裏付けが取れないというようなことですね。現状で取ってないということですね。

では、この第5章ですけど、もう時間がありませんので、もしここでなければ次の議題がまだ一つだけありますので、そこに移らせていただきたいのですが。ここでパブリックコメント、きょうのさまざまなご指摘を修正した上で、パブリックコメントに出すということよろしいでしょうか。何かありますか。最後に一つお願いします。

**【委員】**

45ページの、新宿区図書館運営協議会設置のところで、委員の選出につきましては、第2条の第2項で、学識経験者から館職員まで並べています。それで、46ページと47ページ

の表の並びが要綱でいっている並びの順番と違っているのだけど、これは何なのですかね。普通は、合わせるものなのだと思うのだけど、要綱で。いかがですか。

【会長】

第2条の(1)から(6)までですね。

【委員】

そうですね。学識経験者が1番に入って、2番目が公募委員とかっていうのが普通だと思うのですが、その辺、何か理由があってこういう並びにしているのかお聞きしたいです。

【会長】

これについてはいかがでしょうか。どういうふうな並びでこれができているのかということなのですが。

【図書館事務局】

私のほうからお話します。お配りしています新宿の図書館2014で、図書館運営協議会の委員を載せているのですが、おっしゃられたように、この要項に合わせて変えることは可能ですので、変えたいと思います。ありがとうございます。

【会長】

どうもご指摘ありがとうございます。では、要綱に合わせた順番ということで、ここは修正していただければと思います。では、これでパブリックコメントに回すということで、皆さまのご確認が取れたということでいきたいと思います。よろしいでしょうか。

それでは、次の協議事項で、「第四次新宿区立子ども読書活動推進計画」の素案というのがあります。これは、ここでの議論というよりは、ここで報告事項ということになると思いますが、これについて説明いただきたいと思います。よろしくをお願いします。

【図書館側委員】

子ども図書館長の佐藤と申します。当初15分の説明とっておりましたが、時間がきてしまっておりますので、5分程度の説明にさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

全体像を見ていただくために、子ども読書活動推進会議設置要綱。62ページ辺りにございます。ご覧いただきたいと思いますが。

新宿区子ども読書活動推進会議設置要綱。ここで担当事項といたしまして、推進会議は、新宿区の子どもの読書活動の推進に関する次の事項を協議する。推進計画の策定、それと、進捗状況に関すること。ここで推進計画を策定してください。実は、平成27年度で第3

次が終わりますので、第四次に向けて策定を行います。

実際の策定は次のページ、64 ページをお開きください。第四次新宿区子ども読書活動推進計画策定委員会設置要綱ですね。これの第2条をご覧くださいと思います。委員会は、新宿区における子どもの読書活動の状況等を踏まえ、子ども読書活動推進会議と連携を図りながら、その次に関わる事項の子ども推進計画の策定ということでございます。ですから、子ども読書推進会議と連携しながら、細かい作業は、策定委員会でございます。

次のページ、66 ページをお開きください。これが先ほど申し上げました策定委員会名簿で、子ども家庭部、健康部、そして教育委員会事務局と幅広く区内の各担当課がありまして、その下に、各課の係長を中心とした作業部会。ここで細かな話の詰めをやってきてございます。現在第1回策定委員会を行い、作業部会を3回経過してございます。その間、子ども読書推進会議を経まして、現在お示ししている素案が作成できました。

素案の1ページをご覧ください。後段の最後の段落ですけれども、第4次新宿区子ども読書活動推進計画では引き続き、第1次推進計画から掲げている、新宿の全ての子どもがあらゆる機会、あらゆる場所において、自主的に読書活動を行うことを目指します。家庭、地域、図書館、学校、幼稚園、保育園、こども園、子ども総合センターと保健センター、男女共同参画推進センターなどにおいて、読書環境の充実、読書活動の支援を推進していきます。

さらに、2020年のオリンピック、パラリンピック開催に応じて、子どもたちが郷土を知り、多文化を知り、国際社会で活躍する人材としての資質や能力を高めるような事業にも、取り組んでまいります。

このようにありまして、18ページをご覧ください。18ページは、丸3、施策体系となっております。大項目として、家庭、地域。それから次に、こども図書館、地域図書館。で、区立学校、それから幼稚園、保育園、子ども園が。次に子ども総合センター、保健センター、男女共同参画推進センターが載ってございます。全部で64事業でございます。なお、第3次は、59事業がありました。

次に、19ページをご覧ください。これが各左にある事業の詳細を示したものです。事業名、内容、それから現況、期間中の目標としています。第4次は、一番上、1ページの右上に記載しておりますが、米印、新規事業については、年度計画を掲載し、今後の動きを明確にしました。その一例としまして、20ページ。ナンバー5、事業名、家庭読書を始めましょう。各家庭において、家族等で本や絵本を読み語り合う。家庭読書を普及するとともに、家庭内文庫整備の支援を行います。計画としましては、28年度実施に向けて調査検討。29年度実施、30年以降推進していくということでございます。

このように、64事業を展開いたします。この事業を展開していくためには、恐れいります、1ページをお開きください。第1章ですね。子ども読書活動の意義。2番、国との動向。新宿区における子ども読書環境、読書活動の現状。記載のとおりですね。それで、次の成果と課題。数値目標の達成状況等々を分析しました。そして、2章、3章と展開していくも

のです。

時間の都合上大変雑ぱくですけども、以上で説明を終わらせていただきます。なお、追加で先ほど青少年の、特に中高生というところで、23 ページをお開きいただければと思います。素案の 23 ページ、ナンバー14 拡大。これは、第三次から第四次に向けて拡大していこうということで、中高生向けの読書環境の整備。読書から遠ざかりがちな中学生高校生を対象とした中高生コーナーの利用、促進を図ります。

全館に中高生コーナーを設置、また、推薦図書リスト『クローバー』を中学生向けにも特化するため、分冊化した『Clover』を発行した。目標としましては、中学生高校生向け図書資料の充実。利用促進を図ります。また、生徒会や図書委員等と連携し、さらなる読書環境の整備に努めていきます。

もう 1 点です。恐縮ですが、29 ページをお開きください。29 ページ、ナンバー33。一番上でございます。継続、中学生高校生の図書館サポーターの活動の実施。中学生高校生の図書館サポーターに、図書館運営に携わってもらい、お話会の実施。中高生向けお薦めの本のご設置などを行います。現況としまして、区立中学校、都立高校の生徒が、区内三つの図書館において資料の修理、お薦め本の展示などを行うと。以上でございます。

#### 【会長】

ありがとうございます。時間がありませんけど、この中で何かご質問等ありましたらいただきたいと思います。どうぞ。

#### 【委員】

たまたまきょうこの会議も 9 月 1 日に行われていますけども、9 月 1 日は誠に残念ながら、子どもの自殺の特異日だという。今後確かに学校図書館、それから公共図書館が、子どもたちにとっても居場所になる。あるいは、不登校だとか引きこもりの子どもが、図書館には行けるといようなこともあり得ると思うのですよね。

だから、読書と図書館というのはもちろん、分かりやすい話なのですが、今後の可能性として、やっぱり新宿辺りでもそういうふうに、必ずしも本を読むわけではないのだけれども、子どもたちの安全、そして、安心していられる居場所としての図書館、あるいは、学校図書室というものの可能性については、どう考えられているのですかね。学校の先生もいらっしゃるし、先ほどの学校図書館支援の方もいらっしゃるのだとすれば、そういう図書室、あるいは、図書館の使い方というのは、起こり得ると思うのですよね。

それは、実は子どもだけじゃなくて、大人も同じなのですよね。安心していられる居場所としての図書館というのがやはり、本当に残念ながらこれからの時代では、そういう機能も求められていくということになりますので、とりわけ学校関係者の方々は、図書室の在り方についてももう少し多面的にというか、そういうふうな視点があってもいいのではな

いかと思いますが。まだ新宿では、そういう話はこの段階では出てないのでしょうか。

【会長】

佐藤委員をお願いします。

【図書館側委員】

先だって、中央図書館長と、簡単にですけども打ち合わせをしました。それについては、子ども図書館自体は6時で閉館なのですけれども、何時に、何曜日どのようなお子さんが来ても、温かく見守っていきたいというふうな見解と、それから、子ども総合センターと教育支援課から、ポスター、チラシを頂きまして、相談先の電話番号が載ったこういうちっちゃいカードなんですけども、それぞれ、子ども総合センターは、1人で悩まないでというものと、それから教育支援課のほうは、引きこもりだとかそういった相談室を設けていますよという、いずれもチラシが今3階のほうですけども掲示してございまして、今後も強化に努めていきたいと考えております。

【会長】

では、梶委員。

【図書館側委員】

合わせて情報提供させていただきますと、自殺の予防習慣ということで、本日から1階のエレベーター前の所で、関連の文章と資料といったものを展示させていただいておりますので、これは一般の方だけではなくて、児童生徒さんも見ただけのような展示を、展開をしております、区の健康推進課、自殺総合対策会議に合わせて連携をして取り組んでおりますので、お取り込みで情報提供をやらせていただきました。ありがとうございます。

【会長】

取り組みをしているというところですけども。よろしいですかね。

どうぞ。

【委員】

ありがとうございます。大変ありがたい取り組みであることは事実なのですよね。ただ現実問題として、例えば、児童館でも同じように中学生でも受け入れていただけているという、そういう子どもも確かに行くのですが、少し課題のある子どもたちのたまり場になってしまうということも、現実問題としてもあるのですよね。

それで、例えば、ある中学校の生徒がたまっているからちょっと来てもらえないとか、

結構もめてから、かなり事が大きくなってから学校に連絡をいただいて、結構対応が大変な思いをするなんてこともありますので、大変ありがたいことなのですが、そうではない生徒がいたときには、早めにまずは対応していただいて、学校にも連絡をいただいたほうがいいかなと思いますので、よろしく願いいたします。

**【会長】**

いろいろな生徒がいるというところですね。その他よろしいですか。では、最後に事務局から、次回のことをちょっとお知らせ。

**【図書館事務局】**

今回は、パブリックコメント後の12月中旬を予定しております。開催通知は、およそ2週間前に、資料は1週間前をめどに送付する予定です。以上です。

**【会長】**

年末の忙しいときで、よろしく願いいたします。それでは、本日はだいぶ時間超過して申し訳ありませんが、この協議会終了したいと思います。皆さま、どうもお疲れさまでした。

一同 どうもありがとうございました。

(了)